保土ケ谷小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定(令和5年4月1日改定)

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
 - (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日 施行)第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

法では、いじめを見落とすことがないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要という考えに基づく。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ①いじめはどの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権 侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場だけの問題とせず、学校全体で 真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行 政機関、保護者、地域などが、それぞれの役割を自覚し、協力して活動する必要が ある。
- ④子どもは自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自 覚し、いじめを許さない社会の実現に努める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目 指す。
- ②子どもが主体となっていじめのない集団を形成するという意識を育むため、発 達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、どこにでも起こりうることを強く意識し、未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係諸機関と連携し情報を 共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明 し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取 り組む。
- ⑤相談窓口を児童・保護者に明示するとともに、児童に対して定期的なアンケー

トや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1)組織の構成

学校いじめ防止対策委員会

・校長・副校長・児童支援専任・教務主任・養護教諭・各学年主任・関係児童担任で組織する。他に必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 学校いじめ防止対策委員会の運営

- ・学校いじめ防止対策委員会は、月に1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、 進捗の管理を行う。

(3) 学校いじめ防止対策委員会の活動内容

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画作成の際に中核となる。
- ・いじめの未然防止に努め、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進 する。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共 有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聞き取り、指導・支援体制や対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめ防止の取り組みについて PDCA サイクルで検証する。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- (1) いじめの未然防止
- ○児童のコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できる 集団づくり。
- ・重点研究を中心とした授業改善への取り組み。
- ・自己有用感の醸成。
- ○互いを認め合える人間関係・学校風土づくり。
- ・豊かな心の育成プランに基づく教育活動の推進や道徳の授業の充実。
- ・子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用。
- ・たてわり活動、1・2年生の幼保小交流による異年令集団の活動を通した人間関係づ くり
- ・子どもたちの主体的な取組(児童会活動等で取り組むこと)への支援 (あいさつ、たてわりを活かした活動、相手のいろいろな面を知る活動など)
- ・情報モラル教育の推進

○教職員の指導

- ・児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう注意を払う。
- ・いじめを見抜く目と感性を磨き、問題解決のための指導力向上を目指す。

(2) 早期発見・早期対応

- ○いじめを見逃さない体制
- ・些細な兆候でも見逃さず、アンテナを高くもつ。
- ・日頃からの見守り、信頼関係の構築。
- ・年3回の個人面談、キッズクラブスタッフとの話し合いなど、保護者、地域との連携。
- ・YPアセスメント(年間2回)、定期的な生活アンケート(年間2回)の実施・結果の共有。
- ・インターネット上のいじめについては関係諸機関との連携を図る。
- ・保護者向けの情報モラル講座の開催
- ○相談体制の確立
- ・児童や保護者が相談しやすい体制の整備(担任、専科、児童指導専任、養護教諭、管 理職等)
- ・スクールカウンセラーとの連携。
- ・幼保小、小中の連携。

(3) 適切な対応・措置

- ○いじめ防止対策委員会の活用
- ・いじめの発見があった場合には、校内組織であるいじめ防止対策委員会を中核として 速やかに対応する。
- ・特定の教員が抱え込まないようにする。
- ○被害児童への対応
- ・事情や心情の聞き取りと継続的なケアを行う。
- ○加害児童への対応
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で再発防止に向けた指導をする。
- ・継続的な指導、支援を行う。
- ○関係機関との連携
- ・教職員の共通理解のもと、保護者、関係機関との連携を図る。
- ・生命、身体への危険が懸念される場合は警察に相談・通報し、被害児童を守る。

(4) いじめの解消

いじめの解消判断については、いじめ防止対策委員会での協議の上決定する。解消 の条件としては、少なくとも次の2つの条件が満たされている場合とする。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 校内研修

- ○YPアセスメントについて共通理解を図り、学年やブロック、児童支援専任で 結果を共有する。
- ○いじめ防止研修等を行う。

(6) 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民とよりよい学校づくりを目ざし意見交換を行う「学校運営協議会」 や青少年の健全育成を目指す「岩崎中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、 いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを 推進する。

(7)年間計画(令和5年度)

		旧本
	教職員	児童
4月	・いじめ防止対策委員会設置(月1回、随時)	・「児童会活動テーマと年間計画」決定
	・いじめ防止基本方針の確認	・たてわり班を生かした取組
	・学年集会にて基本方針の説明(子ども、保護者)	・いじめ防止に向けた児童の取組
	・個人面談、教育相談①	
5月	・個別の支援・指導計画作成	・スポーツ祭
	・いじめ早期発見のための記名式アンケート	
6月	・YP アセスメント実施① 学年・ブロックで共有	・国際平和スピーチコンテスト(6年)
	・学校生活アンケート実施	・岩中ブロックこども会議
	・横浜こども会議(中学校ブロック)	・幼保小交流(計画中)
7月	・個人面談、教育相談②	・横浜こども会議に向けた話し合い
		・ケータイ・非行防止教室(5・6年)
8月	・校内研修	
9月	・横浜こども会議(保土ケ谷区)	・横浜こども会議をうけた取組
10月	・YP アセスメント実施② 学年・ブロックで共有	
	・懇談会	
11月	・人権研修	・道徳の学習を中心とした人権学習
12月	・人権週間(他者理解を深める学習)	
	・全市一斉アンケート ・いじめチェックシート	
	・個人面談、教育相談③ ・学校評価アンケート	
1月	・職員会議にてアンケート結果報告	ケータイ安全教室(3~6年)
2月	・新入生保護者説明会にて基本方針の説明	・昔遊び
3月	・1年間の振り返り ・PDCA 次年度へ向けて	・6年生を送る会

※他にも・・・

- ・担任による毎日の健康観察時の確認をする。
- ・SC、地域(登校下校時等)からの情報があった場合には共有する。
- ・コンサルテーションによる見取りを行う。
- ・いじめ等が察知された場合には臨時にケース会議を行う。
- ・アンケート結果については職員会議等で共有する。
- ・小中、幼保小連携をいかす。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号において、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、また第2号において「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。重大事態の定義を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会(西部学校教育事務所)に報告する。その後教育委員会から、重大事態の発生が市長に報告される。

(3) 重大事態の調査

調査は、重大事態に対処するとともに、同種に事態の発生の防止に資するために行うものであり、重大事態の要因となったいじめ行為が、「いつ(頃)」「誰から」「どのような態様」「どのような背景」「教職員がどのように対応したか」等の事実関係を可能な限り明確にすることである。学校の調査で十分な結果が得られないと判断された場合や教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査が行われる。

○被害児童からの聞き取りが可能な場合

「いつ(頃)」「誰から」「どのような態様」「どのような背景」「教職員がどのように対応したか」を十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員にアンケートや聞き取りを行うことが考えられる。この際、被害児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

また被害児童の心情に寄り添い、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

加害児童については、事実関係の確認とともに指導を行い、いじめ行為を止める。

○被害児童からの聞き取りが不可能な場合

被害児童の保護者の要望・意見等に寄り添い、迅速に今後の調査について協議し在 籍児童や、教職員に対するアンケートや聞き取りなどの調査に着手する。

自殺という事態が起こった場合には、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った背景や経緯を検証し、再発防止策を講じる事を目ざし遺族の心情に配慮しながら行う。背景調査については「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考にする。

(4) 児童・保護者への報告

○被害児童及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について説明する。その際他の児童のプライバシーなど、関係者の個人情報に配慮して、適切に提供する。

また、教育委員会(西部学校教育事務所)に報告し、教育委員会は市長に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、全職員で少なくとも年1回点検を 行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。また、必要がある場合は、横浜市い じめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。